

住宅リフォーム事業者団体登録簿登録事項変更届出書

住宅リフォーム事業者団体登録簿のうち、

- (1) 名称
- (2) 法人の設立について認可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員等の氏名及び住所
- (5) 登録申請に係る担当者の氏名及び連絡先
- (6) 住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成のための計画
- (7) 相談等への対応の窓口の体制及び連絡先
- (8) ホームページアドレス
- (9) その他国土交通大臣が必要と認める事項

について変更がありましたので、住宅リフォーム事業者団体登録規程第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

平成〇年 〇月 〇日

国土交通大臣 殿

届出者の名称 一般社団法人霞ヶ関リフォーム協会  
代表者の氏名 代表理事 霞ヶ関 太郎



記

1 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
(3) 事務所の所在地	東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通ビル 101	東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通ビル 201	平成〇年〇月〇日	

2 変更の理由

事務所移転のため。

(注意)

1 欄及び2 欄は、複数の事項を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。